

令和6年5月16日

令和6年第5回

農業委員会総会議事録

〔 総 会 〕

岩国市農業委員会

岩国市農業委員会総会議事録

1 令和6年5月16日 10時00分 岩国市民文化会館 第一研修室において総会を招集した。

2 本日の総会に出席した委員は次のとおり

1 番 小林 増次	2 番 片山 剛	3 番 松宮 榮昭
4 番 隅 ふじ江	5 番 藤中 京子	6 番 小川 栄太郎
7 番 上尾 家隆	8 番 藤本 哲	9 番 中尾 正浩
10 番 黒崎 友美	11 番 塚田 由美子	14 番 藤村 浩司
15 番 刀祢明 薫	16 番 森川 稔己	17 番 清弘 進
18 番 梅川 仁樹		

3 本日の総会に欠席した委員

12 番 原田 孝親 13 番 林 聖文

4 本日の総会に出席した職員は次のとおり

局 長 佐伯 史公	次 長 後 詳子
由宇支所 河村 弘志	周東支所 木村 茂泰
周東支所 沖田 史典	美和支所 宮本 伝
錦支所 藤高 朝代	事務局 飴屋 陽子
事務局 木村 吉秀	

5 会長は、午前10時00分、委員総数16名の出席で本委員会が成立している旨を告げ開会を宣言した。

6 会長は、本日の議事録署名委員として、次の委員を指名した。

3 番 松宮 榮昭 4 番 隅 ふじ江

7 本日の総会の議事日程は次のとおり

議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第15号 令和5年度の目標及び達成に向けた活動計画の点検・評価(案)について

報告事項

1 農地法第4条の規定による届出の受理について

2 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について

3 農地法第5条の規定による届出の受理について

4 認定電気通信事業者等が行う中継施設等の設置に伴う農地転用の届出の受理について

5 農地法第18条第6項の規定による通知について

6 農地所有適格法人報告書の提出について

7 農地埋立届について

8 現況証明について

8 議 事

議 長

それでは、ただ今より令和6年第5回農業委員会総会を開催いたします。
本日は、委員総数18名のうち、16名の出席で所定の出席委員がありますので、総会は成立いたしましたことを報告いたします。

次に、本日の議事録署名委員は会議規則第19条第2項の規定により、3番松宮榮昭委員と4番隅ふじ江委員を指名いたします。よろしくいたします。

では議案第13号農地法第3条の規定による許可申請について上程します。それでは、1番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

1 番周東地区

権利の種類は所有権の移転です。土地や所在、地番は記載のとおり。

地目は台帳、現況ともに田。面積は1,509 m²です。

申請人は記載のとおり。理由は経営規模の拡大です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。では担当の小川委員、追加説明をお願いします。

第 6 番

はい、説明をいたします。申請地は周東、祖生出張所より北西に約1kmの山田地区という所にあります。譲渡人は相続により申請地を取得いたしましたが、遠方に居住しているため耕作は困難です。譲渡を考えていたところ、耕作をお願いしている譲受人と話がまとまったということです。譲受人は定年を機に隣接の申請地を譲渡の話があり、経営規模の拡大をしたいと思い、譲り受けることとしたということです。今まで通り稲作を作付けするということです。

4月24日、支所担当者と現地調査をしましたが、特に問題はなく許可相当と思われます。ご審議をお願いします。

議 長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番を許可することを決定します。

次に、2番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

2 番錦地区

権利の種類は所有権の移転です。土地の所在、地番は記載のとおり。

地目は台帳、現況ともに畑。面積は750 m²です。

申請人は記載のとおり。理由は譲受人の新規就農です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。では担当の梅川委員、追加説明をお願いします。

第 1 8 番

申請地は岩国市役所、深須出張所から北へ 1.4 kmの所に位置しておりま

す。申請理由は、譲渡人は高齢で遠方に居住し、耕作は困難でここ数年耕作を放棄していたところ、申請地の近隣に居住し、かねてより栗の栽培を行ってみたいと思っていた譲受人と話がまとまり、今回の申請に至った案件です。

譲受人は草刈り機等を所有しており、取得後の管理もでき、生産物はJA等で出店予定です。

5月2日に錦支所担当職員と現地を確認。譲受人も立会いの下調査しましたが、3条申請の許可要件を全て満たしており、許可相当と判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、2番を許可することを決定します。

次に、3番を事務局より議案説明してください。

事務局

3番美和地区。

権利の種類は所有権の移転です。土地の所在、地番は記載のとおり。

地目は台帳、現況ともに畑。面積は302㎡です。

申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の新規就農です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。では担当の上尾委員、追加説明をお願いします。

第7番

はい、申請地は美和総合支所から東に約1.9km。市道渋前23号線沿いに位置する農地で、地目は畑です。

譲受人は隣接の宅地建物とともに申請地を同時管理したいと考えており、たまねぎ、芋、栗等を作りたいと思っています。譲渡人は遠方に住んでおり農地の管理が困難であり、いどこである譲受人に相談し、贈与で話がまとまったとのことでした。

5月13日に事務局員とともに調査項目に照らし合わせて現地を調査したところ、いずれの項目も問題となる点はなく許可相当と判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、3番を許可することを決定します。

次に、議案第14号農地法第5条の規定による許可申請について上程します。それでは、1番を事務局より議案説明してください。

事務局

1番岩国地区

権利の種類は使用貸借権の設定です。土地の所在、地番は記載のとおり。

地目は台帳、現況ともに田。面積は365㎡ほか1筆、合計425.56㎡です。

申請人は記載のとおり。転用目的は自己用住宅の建築です。

農地区分は第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種

農地です。農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また被害防除計画書も添付されております。では担当の松宮委員、追加説明をお願いします。

第 3 番

それでは追加説明いたします。申請地は灘出張所より直線で 2.5 km の距離で国道 188 号線の山手に位置している農地です。譲受人は借家住まいで自宅住居を建設する用地を探していたところ、妻の実家の現在耕作していない土地に話がまとまりました。

権利の種類は使用貸借権です。当地は、農家住宅については、特例的に建設許可が得られ、そのため隣接した農地約 10 アールを合わせて利用権設定で借り受け就農ことにされております。

5 月 10 日、事務局と一緒に調査項目に従い現地確認を行いました。周辺は管理された未耕作の水田に囲まれ、住宅建設の盛り土等もなく特に工事による影響はないものと思われま

す。排水については合併処理槽より用水路以外の排水路に排出、またこれについては灘土地改良区の同意書が添付されております。資金計画書・事業計画書・被害防除計画書も確認いたしました

議 長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、1 番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。次に、2 番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

2 番玖珂地区

権利の種類は所有権の移転です。土地の所在、地番は記載のとおり。

地目は台帳、現況ともに畑。面積は 516 m²です。

申請人は記載のとおり。転用目的は自己用住宅の建築です。

農地区分は都市計画法で用途区域に指定された第 3 種農地です。農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また被害防除計画書も添付されております。では担当の藤村委員、追加説明をお願いします。

第 1 4 番

それは説明いたします。申請地は玖珂支所より北へ約 600m のところに位置しております。譲受人は現在借家に住んでおり、子供ができて手狭になってきたので、申請地に自己用住宅を建築したいということです。

譲渡人は高齢となり、耕作ができないので売買に応じることにしたということです。

4 月 26 日に事務局職員と現地調査を行い、調査項目に従い調査いたしましたが、問題はなく許可相当と思われます。皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、2番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。次に、3番を事務局より議案説明してください。

事務局

3番周東地区。

権利の種類は所有権の移転です。土地の所在、地番は記載のとおり。

地目は台帳・現況ともに田。面積は998㎡です。

申請人は記載のとおり。転用目的は太陽光発電設備の設置です。

農地区分は第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また被害防除計画書も添付されております。では担当の片山委員、追加説明をお願いします。

第2番

説明します。申請地は周東総合支所から南西に約1kmに位置します。譲渡人は高齢であり、草刈等管理が難しくなってきた将来も維持管理が困難となることから、処分できるなら早めに行いたいと考えていたところ、譲受人からの希望もあり譲渡することとしました。

譲受人は茨城県を拠点に太陽光発電その他を全国に展開する法人で、適地を探していたところ、面積、価格、日を遮るものもなく適切と判断し求めたものです。雨水は自然流下、農業用排水路。汚水はありません。

4月24日支所担当者と調査項目に従い調査を行いました。許可相当と思われます。皆様のご審議よろしく願いいたします。以上です。

議長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、3番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。次に、4番を事務局より議案説明してください。

事務局

4番周東地区。

権利の種類は所有権の移転です。土地の所在、地番は記載のとおり。

地目は台帳、田。現況、荒廃。面積は196㎡です。

申請人は記載のとおり。転用目的は駐車場の設置です。

農地区分は第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また被害防除計画書も添付されております。では担当の清弘委員、追加説明をお願いします。

第17番

それでは追加説明を行います。申請地は周東町中田公民館より南へ約900mの位置する農地です。今般申請の土地は、昨年度に農振除外した案件です。譲受人は申請地と隣接した会社の計画している事業への進入路付近に位置していて、駐車場の一部として利用する計画です。

譲渡人は令和3年に相続しましたが、申請地は長年にわたり耕作することなく、放置状態が続き荒廃地になっています。この件で始末書が提出されております。隣接する土地の施設計画で利用可能とするため譲渡に応じるものです。

5月2日、支所担当職員と現地で調査項目に従って調査しましたが、何も問題なく思います。ご審議よろしく願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、4番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。次に、5番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

5番周東地区

権利の種類は所有権の移転です。土地の所在、地番は記載のとおり。

地目は台帳、現況ともに田及び畑。面積は 299 m²ほか3筆、合計 1,651 m²です。

申請人は記載のとおり。転用目的は太陽光発電設備の設置です。

農地区分は第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また被害防除計画書も添付されております。では担当の片山委員、追加説明をお願いします。

第 2 番

説明します。申請地は周東総合支所から南東へ約 1.2 kmに位置します。譲渡人は市外に住んでおり、現在休耕となっております。これからも縁者知人に耕作者はなく、農地として維持管理できず譲渡人の希望もあり譲渡することとしたものです。譲受人は毎月の総会に提出されております太陽光発電事業を展開している大阪の事業者です。

それで [] は細いところなのですが、メンテナンスを行う通路として求めています。

4月24日、支所担当者と調査項目に従い調査いたしました。許可相当と判断いたしました。皆様のご審議よろしく願いいたします。以上です。

議 長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、5番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。次に、6番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

6番周東地区

権限の種類は許可後2年までの一時的な使用貸借権の設定です。土地の所在、地番は記載のとおり。

地目は台帳、現況ともに田。面積は 1,155 m²でほか1筆合計 2,234 m²のう

ち 367.73 m²です。

申請人は記載のとおり。転用目的は太陽光発電設備への資材等を搬入路です。農地区分は第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また被害防除計画書も添付されております。では担当の清弘委員、追加説明をお願いします。

第 1 7 番

それでは追加説明をいたします。申請地は周東総合支所日向より西へ約 2.5 kmに位置する農地です。借受人は隣接する土地、現在原野になっていて太陽光発電設備を計画しており、その搬入路として利用するため一時的な権利移動の申請をするものです。

貸付人の二人は隣接する土地において、借受人の希望通り太陽光発電設備の用地とすることに賛同し、同施設への搬入路として一時的な権利移動を承諾するものです。

借受人は近隣居住者および隣接土地所有者に対し、事業概要を説明済みでございます。当該事業に当たり、近隣トラブルが発生した場合は誠意をもって対応するということでございます。

5月2日に支所担当職員と現地で調査項目に従って調査いたしました。何ら問題ないと思います。どうかご審議よろしく願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、何ご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、6番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。次に、7番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

7番美和地区

権利の種類は所有権の移転です。土地や所在、地番は記載のとおり。

地目は台帳、現況ともに畑。面積は388 m²です。

申請人は記載のとおり。転用目的は自己用住宅の建築です。

農地区分は第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また被害防除計画書も添付されております。では担当の上尾委員、追加説明をお願いします。

第 7 番

申請地は美和総合支所から東北東に約 5.5 km。市道岸根2号線沿いに位置する農地で、地目は畑です。この農地は令和5年第7回総会において、農振除外の異議なし回答を行い、11月8日に農振除外された後、今回の申請となったものです。

譲受人は申請地近くに居住していますが、現在の自宅裏山は大雨の際にがけ崩れの恐れがあるため、移転先を探していたところ無償で土地をいただける譲受人と話が合い、贈与にて拾得できるということになったものです。

譲渡人は遠方に居住しており農地の維持管理もできなくて困っていたと

ころこの話があり、このように応じたと聞いております。

7月30日に事務局職員とともに調査項目に照らし合わせて現地調査を行ったところ、いずれの項目も問題となる点はなく。許可相当と判断しました。皆様の審議よろしくをお願いします。

議 長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、7番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に、議案第15号 令和5年度の目標及び達成に向けた活動計画の点検・評価(案)について上程します。では、事務局より議案説明してください。

事 務 局

それでは議案第15号令和5年度の目標及び達成に向けた活動計画の点検・評価(案)について説明をいたします。

これは令和5年3月総会で承認いただきました令和5年度、最適化活動の目標の設定で定めた目標に対する達成状況等の点検評価となります。

それでは1ページ目。1. 農業委員会の状況ですが、こちらは令和5年度最適化活動の目標の設定等の内容を転記しておりますので、説明は省略をさせていただきます。

続きまして2ページ目になります。2. 最適化活動の実施状況の1. 最適化活動の成果目標1. 農地の集積についてです。令和5年度末の集積率70%を目指しておりました。面積でいいますと新規集積面積は1,375ヘクタール。今年度末の集積面積1,785ヘクタールという目標に対しまして③実績、新規集積面積が11ヘクタール。令和5年度末の集積面積が421ヘクタールとなっております。令和5年度末の集積率16.5%となっております、目標としておりました70%に対する達成状況は23.5%となりました。

農業委員会の点検結果については記載のとおりですのでご覧になってください。

続きまして2. 遊休農地の発生防止解消についてです。令和5年度の解消実績面積が4ヘクタール。目標面積が7.5ヘクタールでしたので、達成状況は54.1%となりました。その他として、農地の利用状況調査についてです。7月から9月に現地調査を実施しその結果、1号遊休農地の面積が43ヘクタール。そのうち緑区分の遊休農地面積が34ヘクタール。黄色区分の遊休農地が9ヘクタールとなっております。農地の利用意向調査、農業委員会の点検結果については記載のとおりです。

続きまして、(3)新規参入の促進についてです。目標にありますように、新規参入者への貸し付け等について、農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積が900ヘクタールですが、実績はありませんでした。農業委員会の点検結果は記載のとおりとなっております。

続いて2番最適化活動の活動目標の1. 推進委員等が最適化活動を行う日数目標は昨年度と同じ月に6日としておりました。2番活動強化月間の設定は目標通りの実績となっております。

3番の新規参入相談会へ参加も2名の方がご参加いただきましたので、目標通りとなっております。

以上の結果を国が定める別表に照らし合わせて目標の達成状況の表を記載することとなっております。岩国市の場合は農地の集積面積の達成率が90%未満で1点。緑区分の遊休農地の解消が達成率90%未満で1点。新規参入の促進は90%未満で1点。活動強化月間の実施については3ヶ月以上実施となりますので1点。新規参入相談会への参加も1点となり、合計5点となります。5点以上10点未満の評語がこちらに記載しております。目標に対して、期待通りの結果が得られたとなります。

その下の推進委員等の点検評価結果ですが、目標に対し期待を上回る結果が得られた方がお1人。目標に対して期待をやや下回る結果となった方が、49人となっております。こちらも国が定めた別表に照らし合わせて、活動状況に応じた点数による評語を記載しております。本日お手元にお配りさせていただいておりますA3の資料の方になりますが、こちらは推進員さんからそれぞれ出されたものを集計したものとなっております。

国のガイドラインによりこの記載内容を踏まえて、総会において点検評価を実施し、全体として評語及び、総会で出された意見をあわせて推進委員に対し、5月中に通知を行うこととなっております。

全体としての評語としては、A3用紙の右から二つ目の欄のとおりとし、一番右端の備考欄を総会で出された意見として通知を行いたいと考えております。最後になりますが3番事務の実施状況については記載のとおりとなりますので、ご確認をお願いいたします。

なお、この議案についてご承認いただきましたら、6月末までに山口県等へ報告し、市のホームページには、別紙様式5公表する流れとなります。説明は以上となります。

議 長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、議案第15号は承認することを決定します。以上で審議事項を終わり、報告事項に移ります。報告第1号 農地法第4条の規定による届出の受理について、事務局より報告してください。

事 務 局

1番岩国地区

土地の所在、地番は記載のとおり。地目は台帳、現況ともに畑。面積は261㎡です。届出人は記載のとおり。

転用目的は、宅地造成です。農地区分は市街化区域です。

以上、1件の届け出がありましたが、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

議 長

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について、事務局より報告してください。

事 務 局

1番美和地区

土地の所在、地番は記載のとおり。地目は台帳、現況ともに畑。
面積は755 m²のうち、89.50 m²です。届出人は記載のとおり。
転用目的は、農業用通路の設置です。ほか2件、合計3件の届出がありましたが、添付書類も含め完備しておりましたので専決により書類を受理いたしました。

議長 報告第3号 農地法第5条の規定による届出の受理について、事務局より報告してください。

事務局 1 番岩国地区
権利の種類は所有権の移転です。土地の所在、地番は記載のとおり。
地目は台帳、田。現況、休耕。面積は1,735 m²です。
届出人は記載のとおり。転用目的は、宅地分譲および資材置き場の設置です。農地区分は市街化区域です。
以上、1件の届け出がありましたが、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

議長 報告第4号 認定電気通信事業者等が行う中継施設等の設置に伴う農地転用の届出の受理について、事務局より報告してください。

事務局 1 番岩国地区
土地の所在、地番は記載のとおり。地目は台帳、現況ともに畑。
面積は1,171 m²のうち9 m²です。届出人は記載のとおり。
転用目的は、携帯電話基地の設置です。農地区分は第2種農地です。
権利の種類は、賃借権の設定です。
以上、1件の届け出がありましたが、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

議長 報告第5号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より報告してください。

事務局 1 番由宇地区
土地の所在、地番は記載のとおり。地目は台帳、現況ともに田。
面積は1,179 m²です。届出人は記載のとおり。理由は合意解約です。
ほか3件、合計4件の通知がありました。

議長 報告第6号 農地所有適格法人報告書の提出について、事務局より、報告してください。

事務局 1 番錦地区
報告年月日は令和6年3月22日。法人の住所、名称は記載のとおり。
事業年度は1月1日から12月31日。法人形態は有限会社です。
事業の種類、構成員数、業務執行役員数などは要件を満たしております。

議長

ほか3件、合計4件の提出がありました。

事務局

報告第7号 農地埋立届について、事務局より報告してください。

1番岩国地区
土地の所在、地番は記載のとおり。地目は台帳、現況ともに田。
面積は2,037㎡です。申請人は記載のとおり。
転用目的は、畑地造成です。以上1件の提出がありました。

議長

報告第8号 現況証明については、ご高覧ください。

以上で、農地法関係の報告事項を終わります。そのほか、伝達事項がございませんか。

事務局

事務局から説明

- ・営農型太陽光発電設備について
- ・互助会監査報告について
- ・改選について
- ・地域計画目標地図について

議長

それでは本日の総会は、これもちまして終了したいと思います。次回の定例総会ですけれども、次回は6月14日金曜日、午前10時から岩国市民文化会館 第一研修室を予定しております。繰り返します、次回は6月14日金曜日午前10時から第1研修室の方を予定しております。以上をもちまして本日の総会を終了いたします。

次回総会について

令和6年6月14日 金曜日 午前10時00分から岩国市民文化会館 第一研修室。

午後11時10分、すべての議事を終了し、会長が閉会を宣言した。

上記のとおり相違ないことを証明するため、会議の顛末を記し、署名する

会長

梅門仁樹

署名委員

松宮 榮昭

署名委員

陽 ふじ江